

特定非営利活動法人 志民連いちのみや 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人志民連いちのみや という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を愛知県一宮市本町4丁目12番7号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、愛知県一宮市を中心とする地域社会に対して、広義のまちづくり活動、すなわち福祉や社会教育の増進、観光振興、学術・文化・芸術・スポーツの振興、環境保全、災害救援、地域安全、子どもの健全育成、経済活動活性化、職業能力開発や雇用機会拡充に関する事業等を行い、またそうした活動を行う団体等を支援していく事業を行い、市民、行政、企業、諸団体が協働する地域づくり環境の醸成と、自己責任で活動していく自主的市民性の育成を図り、地域社会および地域市民の公益一般に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 観光の振興を図る活動
- (5) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (6) 環境の保全を図る活動
- (7) 災害救援活動
- (8) 地域安全活動
- (9) 子どもの健全育成を図る活動
- (10) 経済活動の活性化を図る活動
- (11) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (12) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① まちづくりに関する調査研究、研修、相談、提言、助言事業
- ② まちづくりに関する広報、啓発、支援、企画、交流事業
- ③ まちづくりに関する施設の運営、地域資源としての酒類製造販売および飲食物製造販売事業
- ④ まちづくりに関する市民活動団体等の支援事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して一年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名譽を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上10人以内
 - (2) 監事 1人以上3人以内
- 2 理事のうち、1人を理事長、3人以内を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第 16 条 役員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は前二項の規定にかかわらず、後任者が選任されていない場合に限り、任期の末日後、最初の社員総会が終結するまで、その任期を伸長する。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 20 条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

第 5 章 総会

(種別)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

- (4) 事業報告及び決算
- (5) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (6) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 25 条 総会は、第 24 条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第 24 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又はファクシミリをもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の 3 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又はファクシミリをもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 27 条、第 28 条第 2 項、第 30 条第 1 項第 2 号及び第 51 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わるることができない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

第 6 章 理事会

(構成)

第 31 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 32 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事業計画及び予算並びにその変更
- (4) 入会金及び会費の額
- (5) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 50 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (6) 事務局の組織及び運営
- (7) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 33 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 34 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、第 33 条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に理事会を招集しなければならない。

- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又はファクシミリ又は電子メールをもって、少なくとも3日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又はファクシミリ又は電子メールをもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第38条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人1人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費

- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 49 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 50 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 51 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 52 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 53 条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、解散の総会で決議した法人に譲渡するものとする。

(合併)

第 54 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 55 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第 10 章 雑則

(細則)

第 56 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	星野博
副理事長	古川秀夫
理事	宇佐美光彦
同	渡邊文紀
監事	関戸徹
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から平成 17 年 6 月 30 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 44 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 49 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 17 年 3 月 31 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金	正会員	個人、団体とも	2,000円	
	賛助会員	個人一口	200円 団体一口	2,000円
(2) 年会費	正会員	個人、団体とも	12,000円	
	賛助会員	個人一口	1,200円 団体一口	12,000円

附則

この定款は、愛知県知事の認証を受けた日（平成 23 年 3 月 25 日）から施行する。

附則

この定款は、平成 24 年 6 月 21 日から施行する。

附則

この定款は、愛知県知事の認証を受けた日（平成 年 月 日）から施行する。

原本に相違ない
特定非営利活動法人 志民連いちのみや
理事長 星野博

平成 16 年 10 月 15 日 認証申請
 平成 17 年 1 月 21 日 愛知県「特定非営利活動法人の設立について（認証）」到着
 平成 17 年 2 月 2 日 登記（2/10 登記証明書）
 平成 22 年 11 月 28 日 臨時総会 定款第 5 条変更（新③追加・旧②③を新②へ組替）

変更前	変更後
(事業) 第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) 特定非営利活動に係る事業 ① まちづくりに関する調査研究、研修、相談、提言、助言事業 ② まちづくりに関する知恵と文化と志の普及啓発、情報提供事業 ③ まちづくりに関する人的交流、組織間交流、ネットワーク化事業 ④ まちづくりに関する市民活動団体等の支援事業	(事業) 第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) 特定非営利活動に係る事業 ① まちづくりに関する調査研究、研修、相談、提言、助言事業 ② まちづくりに関する広報、啓発、支援、企画、交流事業 ③ まちづくりに関する施設の運営、地域資源としての酒類製造販売および飲食物製造販売 ④ まちづくりに関する市民活動団体等の支援事業

平成 22 年 12 月 2 日 愛知県定款変更認証申請
 平成 23 年 3 月 25 日 愛知県定款変更認証
 平成 23 年 3 月 26 日 定款変更
 平成 23 年 11 月 9 日 登記
 平成 24 年 6 月 21 日 定期総会 定款変更
 平成 24 年 8 月 23 日 役員代表権喪失登記
 平成 24 年 9 月 5 日 愛知県定款変更届出書(平成 24 年 6 月 21 日施行、同 24 年 4 月 1 日適用)

ア 資産の構成の変更について

変更前	変更後
(資産の構成) 第39条 (略) (1) 設立当初の財産目録に記載された資産 (2) 入会金及び会費 (3) 寄付金品 (4) 財産から生じる <u>収入</u> (5) 事業に伴う <u>収入</u> (6) その他の <u>収入</u>	(資産の構成) 第39条 (略) (1) 設立当初の財産目録に記載された資産 (2) 入会金及び会費 (3) 寄付金品 (4) 財産から生じる <u>収益</u> (5) 事業に伴う <u>収益</u> (6) その他の <u>収益</u>

イ 事業計画及び予算の変更について

変更前	変更後
(事業計画及び予算) 第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う <u>収支予算</u> は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。	(事業計画及び予算) 第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う <u>予算</u> は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

ウ 暫定予算の変更について

変更前	変更後
(暫定予算) 第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業	(暫定予算) 第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業

年度の予算に準じ収入支出することができる。 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。	年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。
---	---

エ 事業報告及び決算の変更について

変更前	変更後
(事業報告及び決算) 第48条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。	(事業報告及び決算) 第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

オ 附則について

変更前	変更後
	附 則 この定款は、平成24年6月21日から施行する。

特定非営利活動促進法の改正に伴い、関連する箇所を変更する必要があるため。

平成 24 年 9 月 5 日 愛知県定款変更認証申請

ア 目的の変更について

変更前	変更後
(目的) 第3条 この法人は、愛知県一宮市を中心とする地域社会に対して、広義のまちづくり活動、すなわち福祉や社会教育の増進、学術・文化・芸術・スポーツの振興、環境保全、災害救援、地域安全、子どもの健全育成、経済活動活性化、職業能力開発や雇用機会拡充に関する事業等を行い、またそうした活動を行う団体等を支援していく事業を行い、市民、行政、企業、諸団体が協働する地域づくり環境の醸成と、自己責任で活動していく自主的市民性の育成を図り、地域社会および地域市民の公益一般に寄与することを目的とする。	(目的) 第3条 この法人は、愛知県一宮市を中心とする地域社会に対して、広義のまちづくり活動、すなわち福祉や社会教育の増進、 <u>観光振興</u> 、学術・文化・芸術・スポーツの振興、環境保全、災害救援、地域安全、子どもの健全育成、経済活動活性化、職業能力開発や雇用機会拡充に関する事業等を行い、またそうした活動を行う団体等を支援していく事業を行い、市民、行政、企業、諸団体が協働する地域づくり環境の醸成と、自己責任で活動していく自主的市民性の育成を図り、地域社会および地域市民の公益一般に寄与することを目的とする。

イ 特定非営利活動の種類の変更について

変更前	変更後
(特定非営利活動の種類) 第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。 (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動 (2) 社会教育の推進を図る活動 (3) まちづくりの推進を図る活動 (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動 (5) 環境の保全を図る活動	(特定非営利活動の種類) 第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。 (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動 (2) 社会教育の推進を図る活動 (3) まちづくりの推進を図る活動 (4) <u>観光の振興</u> を図る活動 (5) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動

<p>(6) 災害救援活動</p> <p>(7) 地域安全活動</p> <p>(8) 子どもの健全育成を図る活動</p> <p>(9) 経済活動の活性化を図る活動</p> <p>(10) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動</p> <p>(11) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動</p>	<p>(6) 環境の保全を図る活動</p> <p>(7) 災害救援活動</p> <p>(8) 地域安全活動</p> <p>(9) 子どもの健全育成を図る活動</p> <p>(10) 経済活動の活性化を図る活動</p> <p>(11) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動</p> <p>(12) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動</p>
---	--

ウ 総会の権能の変更について

変更前	変更後
<p>(権能)</p> <p>第23条 総会は、以下の事項について議決する。</p> <p>(1) 定款の変更</p> <p>(2) 解散</p> <p>(3) 合併</p> <p>(4) 事業報告及び収支決算</p> <p>(5) 役員を選任又は解任、職務及び報酬</p> <p>(6) その他運営に関する重要事項</p>	<p>(権能)</p> <p>第23条 総会は、以下の事項について議決する。</p> <p>(1) 定款の変更</p> <p>(2) 解散</p> <p>(3) 合併</p> <p>(4) 事業報告及び決算</p> <p>(5) 役員を選任又は解任、職務及び報酬</p> <p>(6) その他運営に関する重要事項</p>

エ 理事会の権能の変更について

変更前	変更後
<p>(権能)</p> <p>第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。</p> <p>(1) 総会に付議すべき事項</p> <p>(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項</p> <p>(3) 事業計画及び収支予算並びにその変更</p> <p>(4) 入会金及び会費の額</p> <p>(5) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄</p> <p>(6) 事務局の組織及び運営</p> <p>(7) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項</p>	<p>(権能)</p> <p>第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。</p> <p>(1) 総会に付議すべき事項</p> <p>(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項</p> <p>(3) 事業計画及び予算並びにその変更</p> <p>(4) 入会金及び会費の額</p> <p>(5) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄</p> <p>(6) 事務局の組織及び運営</p> <p>(7) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項</p>

オ 定款変更の認証事項の変更について

変更前	変更後
-----	-----

<p>(定款の変更) 第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、<u>軽微な事項として法第25条第3項に規定する以下の事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。</u> (1) <u>主たる事務所及び従たる事務所の所在地(所轄庁の変更を伴わないもの)</u> (2) <u>資産に関する事項</u> (3) <u>公告の方法</u></p>	<p>(定款の変更) 第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、<u>法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。</u></p>
--	--

カ 附則について

変更前	変更後
	<p><u>附 則</u> この定款は、愛知県知事の認証を受けた日(平成 年 月 日)から施行する。</p>

目的に観光振興を加え、特定非営利活動事業の種類に観光の振興を図る活動を加えるため。法令の改正に伴い、関連する箇所を変更する必要があるため。